○国土交通省令第六十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十一条、第二十五条第二項、第三十六条並びに第七十二条第九項及び第十項の規定に基づき、並びに同法第二十九条第二項の規定を実施するため、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（航空機の整備及び改造）

第五条の六　航空機の整備又は改造の作業の内容は、次の表に掲げる作業の区分ごとに同表に定めるとおりとする。

作業の区分	作業の内容
（略）	
整備 修理 軽微な修理	重量、重心位置、強度、動力装置の機能、飛行性その他の航空機の耐空性（以下この表及び次条の表において単に「耐空性」という。）に及ぼす影響が軽微な範囲にとどまり、かつ複雑でない修理作業であつて、当該作業の確認において動力装置の作動点検（燃料の燃焼により動力装置を駆動させて行うものに限る。）その他複雑な点検を必要としないもの
（略）	

（略）

第五十四条　法第二十五条第二項の航空機の型式についての限定は、実地試験に使用される航空機により、次に掲げる区分により行う。

一・二　（略）

三　一等航空整備士の資格にあつては、次に掲げる型式

イ　第五十六条の二に規定する航空機（ロに掲げるものを除く。）については、当該航空機の型式

ロ　（略）

四　二等航空整備士、一等航空運航整備士及び二等航空運航整備士の資格にあつては、前号ロの国土交通大臣が指定する型式の航空機については当該航空機の型式

2　前項（第三号イに係る部分に限る。）の規定は、一等航空整備士が、第五条の六の表に掲げる作業の区分のうちの保守又は軽微な修理をした航空機について法第十九条第二項に規定する確認の行為を行う場合には、適用しない。

（査察操縦士の指名）

第百六十四条の八　（略）

2　前項の指名は、第百六十四条の六第二項の規定により準用する第百六十四条第二項の口述審査及び実地審査であつて第百六十三条第二項第二号に掲げる事項に関する知識及び能力を有することについて行うものに限定して行うことができる。この場合において、査察操縦士を法第七十二条第五項の認定又は同条第六項の審査を受けようとする者と当該認定又は審査に係る航空機と同じ型式の航空機に同乗させることにより当該実地審査を行うときは、当該査察操縦士を補助座席において同乗させることにより行うものとする。

改正前

（航空機の整備及び改造）

第五条の六　航空機の整備又は改造の作業の内容は、次の表に掲げる作業の区分ごとに同表に定めるとおりとする。

作業の区分	作業の内容
（略）	
整備 修理 軽微な修理	重量、重心位置、強度、動力装置の機能、飛行性その他の航空機の耐空性（以下この表及び次条の表において単に「耐空性」という。）に及ぼす影響が軽微な範囲にとどまり、かつ複雑でない修理作業であつて、当該作業の確認において動力装置の作動点検その他複雑な点検を必要としないもの
（略）	

（略）

第五十四条　法第二十五条第二項の航空機の型式についての限定は、実地試験に使用される航空機により、次に掲げる区分により行う。

一・二　（略）

三　一等航空整備士及び一等航空運航整備士の資格にあつては、次に掲げる型式

イ　第五十六条の二に規定する航空機については、当該航空機の型式

ロ　（略）

四　二等航空整備士及び二等航空運航整備士にあつては、国土交通大臣が指定する型式の航空機については当該航空機の型式

（新設）

（査察操縦士の指名）

第百六十四条の八　（略）

2　前項の指名は、第百六十四条の六第二項の規定により準用する第百六十四条第二項の規定による実地審査について模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用することにより行うものに限定して行うことができる。